

浜松市と大学との連携事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市生涯学習推進大綱に示された「学習成果を適切に生かすことのできる仕組みづくり」の取り組みとして、生涯学習施設等で行われている講座開催の機会を大学生に提供することにより、市民と大学生が互いに自己の学びを深めると共に、浜松市と大学が、連携・協力して生涯学習の取り組みを一層推進することを目指して実施する「浜松市と大学との連携事業」(以下「本事業」という。)について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 講師受け入れの対象は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学、同法第97条に規定する大学院又は同法108条第3項に規定する短期大学(以下「大学」という。)の学生である者とする。なお、大学は、本事業により、学生の単位取得に結びつけることができるものとする。

(事業計画作成)

第3条 本事業を実施するにあたり、大学は浜松市と協議・調整の上、「浜松市と大学との連携事業」計画書(別途指定の様式)を作成し、浜松市へ提出する。

(費用)

第4条 講座開催に要する会場費は、無料とする。また、講座開催時の学生講師の謝礼は、浜松市が支出する。その他、講座運営上必要な経費については、浜松市と大学で調整し支出する。

(開催講座)

第5条 講座は、浜松市と大学、双方の協議により、地域の学習ニーズを踏まえ、企画、提案し開催する。

(事業実施日時)

第6条 講座の開催日時は、浜松市と大学で調整を行い、双方の協議の上、決定する。

(災害補償等)

第7条 大学又は学生講師は災害傷害保険等に参加する。なお、講座開催期間において学生講師に事故が生じた場合、浜松市による補償は、生涯学習施設等で加入している傷害補償の適用範囲内とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は浜松市と大学の協議により決定するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。